

10月から事業者証明書への事業者の職印による押印が不要となります。

(事業者証明書の様式の変更)

事業者の「職印」の押印が不要となり、代わりに問い合わせに備えて、電話番号と共に「担当者職氏名」を記入することとなりました。

ご理解とご協力をお願いします。

なお、担当者職氏名が記入されていない場合は、確認させていただく場合があります。

令和3年10月1日以降に証明する場合

事業者証明書の記入例 (第一種・第二種衛生管理者の場合)

【太字の部分は全て記入が必要です】

① 社長、支店長等の職印を押印する場合

事業者証明書 13. ①第一種衛生管理者 ②第二種衛生管理者 受験申請用 (注: 漏れのないよう記入し、必ず添付してください。)

(見本)

氏名	<b>安全太郎</b>	住所	都道府県 <b>千葉県</b> 市原市能満2089番地 衛生寮201
生年月日	昭和 <b>59</b> 年 1 月 1 日生	欄外※1の労働衛生の実務(又は右の括弧内の業務)に次の期間従事しました。	
昭和 <b>22</b> 年 4 月 1 日 ~ 昭和 <b>3</b> 年 10 月 1 日 まで 10 年 8 か月		【※1の1~13のいずれかに該当しない場合は、対象となる業務が認められるため、事前に受験するセンターにお問い合わせし、括弧内に業務内容を記入してください。】	
昭和 <b>22</b> 年 4 月 1 日 ~ 昭和 <b>3</b> 年 10 月 1 日 まで 10 年 8 か月		期間の合計(従事していない期間は差し引いてください)	
昭和 <b>22</b> 年 4 月 1 日 ~ 昭和 <b>3</b> 年 10 月 1 日 まで 10 年 8 か月		継続中の場合、証明日を記入	
事業場所在地	<b>東京都千代田区西神田3-8-1</b>	電話	<b>03(5275)1088</b>
事業場名称	<b>(株)安全衛生 神田事業所</b>	担当者職氏名	<b>総務係長 試験 三郎</b>
事業者職名・氏名	<b>所長 衛生次郎</b>		

大学  
短期大学  
高等専門学校  
(専修学校、各種  
学校含まず)  
卒業の場合  
→実務経験1年以上  
高等学校卒業の場合  
→実務経験3年以上  
実務経験のみの場合  
→実務経験10年以上  
※詳細は、p.30~31参照

職印による押印が  
不要になりました

新しく記入すること  
になりました。

新様式は、令和3年10月1日からの事業者証明において、ご使用ください。  
令和3年9月30日までは、旧様式(これまでの様式)による証明をお願いします。  
ですので、事業者の職印による押印が必要です。

(次のページを参照ください。)  
事業者証明書の様式は、ホームページ左側「事業者証明書等(ダウンロード)」  
から入手ください。

令和3年9月末日までに証明する場合

## 事業者証明書の記入例（第一種・第二種衛生管理者の場合）

【太字の部分は全て記入が必要です】

### ① 社長、支店長等の職印を押印する場合

事業者証明書 13. ①第一種衛生管理者  
②第二種衛生管理者 受験申請用（注：漏れのないよう記入し、必ず添付してください。）

（見本 ①）

氏名	<b>安全太郎</b>	住所	千葉県 市原市能満2089番地 衛生寮201
生年月日	昭和59年1月1日生	[※1の1～13のいずれかに該当しない場合は、対象となる業務が限られるため、事前に受験するセンターに問い合わせし、該当内に業務内容を記入してください。]	
欄外※1の労働衛生の実務（又はその管内の業務）に次の期間従事しました。			
昭和59年4月1日	～	昭和63年4月1日	まで 10年8か月
昭和63年4月1日	～	令和3年4月1日	まで 10年8か月
継続中の場合、証明日を記入 令和3年4月1日			
事業場所在地	東京都千代田区西神田3-8-1		電話 03(5275)1088
事業場名称	株式会社安全衛生 神田事業所		職印（社長・支店長等の職を表す印）
事業者職名・氏名	所長 衛生次郎		

大学  
短期大学  
高等専門学校  
(専修学校、各種学校含まず)  
卒業の場合  
→実務経験1年以上  
高等学校卒業の場合  
→実務経験3年以上  
実務経験のみの場合  
→実務経験10年以上  
※詳細は、p.30～31参照

- ※1 労働衛生の実務には、次の業務が含まれます。
- 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務
  - 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務
  - 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務
  - 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務
  - 衛生教育の企画、実施等に関する業務
  - 労働衛生統計の作成に関する業務
  - 看護師又は准看護師の業務
  - 労働衛生関係の作業主任者(※2に記載する職務に限る。)としての職務
  - 労働衛生関係の試験研究機関における労働衛生関係の試験研究に従事
  - 自衛隊の衛生担当者、衛生隊員の業務
  - 保健衛生に関する業務
  - 保健所職員のうち、試験、研究に従事する者等の業務
  - 建築物環境衛生管理技術者の業務
- 備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印（又は社印と個人印の両方）を押印してください。なお、記名押印することによって社長、支店長等の署名（職名と氏名）でも結構です。  
2. 訂正した箇所には、社長、支店長等の職印（又は社印と個人印の両方）を押印してください。なお、受験者の印は訂正印として認められません。

### ② 社印と個人印の両方を押印する場合

（見本 ②）

上記の記載内容については、相違ないことを証明します。

令和3年4月1日 電話 03(5275)1088

事業場所在地 東京都千代田区西神田3-8-1

事業場名称 株式会社安全衛生 神田事業所

事業者職名・氏名 所長 衛生次郎

社印+個人印

之安株式会社印 衛生次郎

### ③ 社長・支店長等の自筆での署名による場合

（見本 ③）

上記の記載内容については、相違ないことを証明します。

令和3年4月1日 電話 03(5275)1088

事業場所在地 東京都千代田区西神田3-8-1

事業場名称 株式会社安全衛生 神田事業所

事業者職名・氏名 所長 衛生次郎

署名（社長・支店長等の自筆）

職印

また、旧様式は、10月1日以降も使用できますが、事業者電話番号の下に「担当者職氏名」を追記されますようお願いいたします。

令和3年10月以降に旧様式を用いて証明する場合

### 事業者証明書の記入例 (第一種・第二種衛生管理者の場合)

【太字の部分は全て記入が必要です】

① 社長、支店長等の職印を押印する場合  
**事業者証明書** 13. ①第一種衛生管理者 ②第二種衛生管理者 受験申請用 (注: 漏れのないよう記入し、必ず添付してください。)

氏名	<b>安全太郎</b>	住所	都道府県 <b>千葉県</b> 市原市能満2089番地 衛生寮201
生年月日	昭和 <b>59</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日生	欄外※1の労働衛生の実務(又はその仮置内の業務)に次の期間従事しました。 [※1の1～3は必ずいずれかに該当しない場合は、対象となる業務が限られるため、事前に受験するセンターに問い合わせて、仮置内に業務内容を記入してください。]	
(見本) ①	昭和 <b>22</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日 ~ 昭和 <b>3</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日まで	10年8か月	期間の合計(従事していない期間は差し引いてください。)
	令和 <b>3</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日	継続中の場合、証明日を記入	
事業場所在地	<b>東京都千代田区西神田3-8-1</b>		電話 <b>03(5275)1088</b>
事業場名称	<b>(株)安全衛生 神田事業所</b>		担当者職氏名 <b>総務係長 試験三郎</b>
事業者職名・氏名	<b>所長 衛生次郎</b>		※詳細は、p.30～31参照

大学  
短期大学  
高等専門学校  
(専修学校、各種学校含まず)

卒業の場合  
→実務経験1年以上

高等学校卒業の場合  
→実務経験3年以上

実務経験のみの場合  
→実務経験10年以上

高任室内、エックス線  
ガンマ線透過写真撮影  
特定化学物質、鉛  
四アルキル鉛等  
酸還元危険  
有機溶剤、石棉

**担当者職氏名を追記された場合は、職印の押印は省略可です。**

※1 労働衛生の実務には、次の業務が含まれます。

1. 健康診断実施に必要な事項又は結果の処理の業務
2. 作業環境の測定等作業環境の衛生上の調査の業務
3. 作業条件、施設等の衛生上の改善の業務
4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備の業務
5. 衛生教育の企画、実施等に関する業務
6. 労働衛生統計の作成に関する業務
7. 看護師又は准看護師の業務
8. 労働衛生関係の作業主任者(※2に記載する職務に限る。)としての職務
9. 労働衛生関係の試験研究機関における労働衛生関係の試験研究に従事
10. 自衛隊の衛生担当者、衛生隊員の業務
11. 保健衛生に関する業務
12. 保健所職員のうち、試験、研究に従事する者等の業務
13. 建築物環境衛生管理技術者の業務

備考 1. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印(又は社印と個人印の両方)を押印してください。なお、記名押印することによって社長、支店長等の署名(職名と氏名)でも結構です。  
 2. 訂正した箇所には、社長、支店長等の職印(又は社印と個人印の両方)を押印してください。なお、受験者の印は訂正印として認められません。

特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ガス溶接作業主任者、特級ボイラー技士、及び一級ボイラー技士の事業者証明書においても同様に、事業者の「職印」の押印が不要となり、「担当者職氏名」を記入することとなりました。